

「那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1) 主旨が同じご意見については、要約しまとめて掲載しました。
- 2) ご意見に係る条項が複数にわたる場合は、主旨を勘案し主に関係する条項へ分類しました。
- 3) 条例全体に関わるご意見は該当する条項を「全般」として分類しました。

該当する条項	番号	ご意見の要約	市の考え方
前文	1	人口の減少については、人口を増加させるには男女の健全な関係を教育した方が良い	本市でも人口減少がまちづくりの課題となっています。今後のまちづくりのキーワードとなるため前文で使用しています。
	2	グローバル化については、日本の伝統文化、生物学的な男女の違いと健全な関係をしっかり教育し、それを破壊しようとするグローバル化を防いで、地域に根差した地域づくりをしてほしい。	誰もが心豊かに暮らせるまちづくりには、多様な人々を受け入れ共生する環境整備や異なった考えや視点を尊重する考え方が重要と認識しております。
	3	レインボーなは宣言については、こんな性の混乱と腐敗を招く宣言はすぐに止めてほしい。	平成27年に発表した本市の性の多様性行政の施策の1つです。人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくりに必要な考え方と認識しております。
	4	ファミリーシップ登録制度など、多様な家族の形を認め合う取り組みは、日本の当たり前前の家族制度を破壊する。	ファミリーシップ登録は、パートナーシップ制度を拡充して令和4年度から実施している施策で、パートナーシップ登録を行ったカップル等と支え合う家族について定めたものです。この事業は、全ての住民が安心して暮らせる社会づくりに資する事業と認識しております。
	5	「高み」という表現に違和感を覚えます。「安心できるまち」や「自分らしく生きられるまち」という表現はどうか。	「高み」という言葉には、第5次総合計画に掲げたまちづくりの将来像を目指していく姿を表しています。そこには、様々な産業が集うまち、交通課題が解消したまち、省エネを實踐し資源が循環するまちなども含まれており、それらを「高み」という言葉で表現しております。
	6	性の多様性は、生物学的に男女のみである。条例の名称にも使われている「性の多様性」は「こころの性の多様性」へ変更するのが適切だと思う。第2条にある「性の多様性」は「こころの性の多様性」と変更してはどうか。	性のあり方は、「こころの性」「表現する性」「からだの性」「好きになる性」の4つの要素で考えることができます。本条例は上記4つの要素すべてを含んだ「性の多様性」を示しています。
	7	「様々な国」とありますが、「様々な国や地域」にするのはどうか。	ご意見を踏まえ修正を検討いたします。
	8	能力が発揮できる機会が平等に保障される社会を目指す。でなければならぬ。「なければならぬ」という記載は賛同しない。	本条例では、すべての市民がその能力を十分に発揮できるよう、平等な機会が保障される社会の実現を目指しています。「なければならぬ」という文言を使うことで、多様な性のあり方を尊重し、誰もが安心して暮らせるまちづくりへの市の強い思いを表しています。
第2条	9	第2条には、ジェンダーアイデンティティについての定義が記載されており、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されている。しかしながらそもそもの「ジェンダー」についての定義がなされていない。	第2条では、本条例で使用される語彙の説明を記載しています。条例の運用にあたって、逐条解説や周知啓発の中で、ジェンダーと生物学的性別の違いやジェンダーアイデンティティの意味を丁寧に解説し、誤解なく理解されるよう努めます。
	10	対象者として、市居住者、勤務者、通う学生を対象としているが、那覇市を訪問する人も含めてはどうか。	この条例では、市で継続的に居住・活動をする方等を対象とすることで、市の性の多様性を尊重するまちづくりを実現したいと考えているため、一時滞在者は含めない方針です。なお、第8条では、「何人も」差別的取り扱い等は禁止する条項を設けております。
	11	条文または解説において、「身体的な性のあり方を含む幅広い性の多様性」を明示し、誰も取りこぼさない条例にしてほしい。	本条例では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づき、「性的指向」及び「ジェンダーアイデンティティ」で性の多様性について定義をしています。性の多様性についてのわかりやすい解説は、逐条解説等での記載を検討いたします。
	12	パートナーシップ・ファミリーシップ登録の定義が曖昧で、「精神的・経済的・物理的に支え合う」の具体基準がわかりづらい。「市長が適当と認める者」で恣意的判断の余地がある、3親等以内の人を含める理由が不明確、事実婚・兄弟同居・ビジネスパートナーなどとの線引きが曖昧で制度悪用のリスク・不適切な認定の危険がでてくると考える。	精神的・経済的・物理的の記載について、検討いたします。パートナーシップ・ファミリーシップ登録は、これまで運用の中で、双方から「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出にあたっての確認書」を提出していただくことで確認し、その確認書に基づいて登録しております。
	13	本号の規定でいう「その他市長が適当と認める者」には、児童福祉法による里子が含まれるという理解でよいか。	児童福祉法による里子が、ファミリーシップに含まれるかどうかは、今後、検討いたします。
第3条	14	「多様な生き方」とは、どのような「生き方」があるのか、理念とはいえ全くイメージできないので、（幅広い市民の理解を得るため）一般市民がイメージできるような内容にする。	逐条解説等で市民がイメージできるような例示を掲載する予定です。
	15	市は87の性に対応できる施策はあるのか？市民が対応することも難しいと考える。	87という具体的な数値は、多様な性の存在が非常に幅広いことを示しております。「多様性を尊重する」という理念に基づいて、市、市民等、事業者、教育に携わる方など、市全体の皆様の理解と協力で、誰もが安心して生活できる社会環境づくりの取り組みを目指すものです。

「那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1) 主旨が同じご意見については、要約しまとめて掲載しました。
- 2) ご意見に係る条項が複数にわたる場合は、主旨を勘案し主に係る条項へ分類しました。
- 3) 条例全体に関わるご意見は該当する条項を「全般」として分類しました。

該当する条項	番号	ご意見の要約	市の考え方
第4条	16	観光客にも周知するために、ホテル・旅館、公共交通において、ビジターや観光客に対する宣伝が必要と考える。よって、第6条または第9条以後の市の施策に具体的な条項をいれても良いかと考える。	事業者等への具体的な働きかけなどは、関係機関と連携して、進めていきたいと考えております。
	17	市はどのような施策を想定しているのか。施策を推進するためには根拠（対象の把握）が必要。	これまで全国に先駆けて進めてきたレインボーなは宣言やパートナーシップ登録などの施策のほか、関係機関と連携の上、更なる施策の推進を図ります。市民意識調査や市民との意見交換でのご意見等を活用し、条例の効果的な運用と、市民の理解促進に結びつけていきたいと考えております。
	18	問題が発生した場合のみならず、条例の経過報告、問題（課題）、改善、見直し等を話し合い検討し、市長に直接提言できる検討委員会・第三者委員会等の機関を設置する。	第13条に記載されている那覇市男女共同参画会議は、市民や学識経験者から構成される那覇市の附属機関として設置されており、男女共同参画等に関することについて調査審議することができることから、新しく検討委員会等を設置するのではなく、那覇市男女共同参画会議において、問題や見直し等の話し合いができるか検討いたします。
第5条	19	「社会のあらゆる場面において、性の多様性に関する理解を深め」とあるが、行き過ぎである。対象は成人が確定している「職場」のみとし、「家庭、学校、地域」は削除いただきたい。	性の多様性について、日常生活の様々な場面で不当な扱いが起きる可能性があります。このような状況を改善するためには、社会全体の理解が不可欠であり、限られた場面だけにとどまらず、日常のあらゆる場面で多様性を尊重する意識が浸透していく必要があると認識しており、そのため家庭、学校、地域を入れております。
第6条	20	「性の多様性に配慮した」とありますが、セクマイに配慮をするという訳ではなく、私たち全員が「多様な性を生きていることを前提とした」体制の整備ではないだろうか。また、「性の多様性に配慮した体制の整備」とは、どのような「体制」か、全くイメージできないので、一般市民がイメージできるような内容にしてほしい。	第6条の「性の多様性に配慮した体制」には、事業者が性の多様性を尊重しながら、まずは可能な範囲での支援や対応をする状態を表しています。また、性の多様性に配慮した体制については、逐条解説等でイメージしやすい事例を上げるなどの工夫を検討いたします。
	21	学校現場における子どもの性教育に過度な多様性を強調すれば、部活動や体育祭などで混乱が懸念される。学校教育で多様性尊重が強制されると伝統的な「男と女」の役割教育が薄れ子どもの道徳観や家族観が歪むのでは。教育は、保護者の意向を最大限に尊重し、慎重に行われるべきであり、学校での性の多様性についての教育は慎重になるべき。	性の多様性を尊重する社会の実現には、性の多様性について正しく理解する必要があります。子どもへの教育は非常に重要な役割を果たすと認識しています。性の多様性を尊重することは、相手の考えを尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであり、社会の混乱や分断を招くものではないと考えています。市教育委員会では令和6年に性の多様性を尊重する学校づくりのための指針を策定しており、市教育委員会と連携しながら、生徒や保護者、教職員に寄り添いながら、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。
	22	（性の多様性に対応する体制の整備は）学校現場はできない。教師が疲弊する。	性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、教育は重要な役割を担っていると考えております。教育に携わる方など市全体の皆様に役割を担ってもらうことで性の多様性を尊重する社会の実現を目指すものとしており、教育現場や教育委員会と連携して進めていきたいと考えております。
	23	学校教育において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めることを条例で明確化することは、学校が、性的マイノリティを含めたすべての子どもたちの安心の場所になることをすすめることになる。社会教育も含め、教育現場で多様性について理解し、子供たちに伝えていくことは重要である。また、どの子どもたちにとっても「差別がなく、安心して過ごせる居場所」であることを最優先すべきと考える。	子どもたちへの性の多様性に関する取り組みの重要性は認識しております。学校での丁寧な取り組みを今後とも関係課と協働して推進していきたいと思っております。
第7条	24	学校や児童福祉関係機関の連携強化と、関係職員への継続的な教員研修や教材整備を明記してほしい。	市職員等を対象とした研修を実施するとともに、逐条解説等で職員研修についての記載を検討いたします。また、なは女性センターでは、関係する機関と協働し、市民講座等を通じて情報を提供していく機会を提供していきたいと考えています。
	25	教職員や児童福祉関係の職員、市職員において、性の多様性についての研修を行うとともに、内部行動指針を策定してほしい。また、個別の行為スペースの確保や多目的トイレの利用など、具体的な配慮を講じるためのガイドラインを策定すること。	学校における合理的配慮として、市教育委員会では令和6年に「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」を策定しました。指針では、児童生徒に対する支援として、更衣室やトイレの利用や服装、髪型などを他の児童生徒への配慮と均衡を取りながら支援を進めることが記されており、実際に各学校で取り組みを行っています。
	26	教育現場でどこまで教えるのか、年齢適正、性行動や性別以降の情報まで含むのかなどが不明確で教育内容の対立等を招きやすい。第7条は削除が適当と考える。	性の多様性を尊重する社会の実現には、教育に携わる方々にも責務を担ってもらうことは重要と考えております。本条例では、教育に携わる者の責務を定めており、これは令和6年に市教育委員会が策定した「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」とも同じ方向を目指しています。教育内容については、教育委員会や学校現場と連携しながら、今後も個人の思いを大切に、丁寧に対応していきます。

「那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1) 主旨が同じご意見については、要約しまとめて掲載しました。
- 2) ご意見に関係する条項が複数にわたる場合は、主旨を勘案し主に関係する条項へ分類しました。
- 3) 条例全体に関わるご意見は該当する条項を「全般」として分類しました。

該当する条項	番号	ご意見の要約	市の考え方
	27	「理解を深める努力義務」の押し付けに見える。市民等、事業者、教育関係者に「理解を深め」「協力するよう努めなければならない」と規定していることから個人の思想・信条に踏み込む可能性や企業や学校に「教育プログラム受講」を義務づける恐れがあること、また宗教界・保守的価値観を持つ市民からの反発が大きくなりやすく名目は努力義務でも、行政指導で実質義務化される恐れがあると考えます。	本条例は理念条例であり、個人の考え方や信条に踏み込むものではありません。また、ご指摘がありました「努めなければならない」という表現は努力義務の意味であり、ご自身でまずはできることから、ご理解と協力を促す趣旨であることをご理解いただきたいと思えます。
	28	不当な差別的取り扱い等の禁止については、憲法の条項で十分である。また、差別的取り扱いについて、どこまでが表現や宗教の自由の範囲になるのか条文上曖昧である	日本国憲法第14条では法の下での平等が定められていますが、性の多様性に関する認知度や社会理解はまだ十分ではないため、地域社会レベルでの取り組みが必要と考えております。また、「差別的取り扱い」については、逐条解説等で例示をあげるなど、市民の皆様にはわかりやすい説明を記載したいと考えています。
	29	「本人の意に反して公にする」の概念の広さ 第8条(2)は「アウトティング禁止」を定めていますが、何が「公にする」に該当するかの範囲が非常に広く取れます。	「アウトティング」とは、本人の同意なく、その人の性的指向やジェンダーアイデンティティなどの情報を周囲に明かす行為を指します。禁止している「公にする」とは、本人の同意なしに、特に以下のような行為を含む広範な場面等を想定しております。 ・SNSやインターネット上など不特定多数が閲覧できる場所に情報を掲載すること ・職場や学校、地域など、多くの人が知りうる状況で本人の性的情報を明かすこと ・本人が意図しない形で、個人が特定可能な情報を第三者に伝える行為
	30	この条項は、性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を禁じますが、違反した場合の具体的な処分が一切明記されていません。罰金懲役それとも啓発指導で済むのか市民に知らされないまま可決された場合、後から施行規則で三年懲役のような重罰を滑り込ませる余地が生じます。それでは、民主的な手続きとは言えません。少なくとも、違反した場合の標準措置は事前に示すべきです。	罰則及び公表の規定を設け、条例の実効性を高める方法もありますが、本市は、理念条例として制定予定であり、本条例中に罰則規定を設けることは予定しておりません。
	31	差別的扱いは、人権問題であり、アウトティングやカミングアウトの強制も禁止されるべきである。また、「性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別的取扱い」とあるが、範囲がわかりづらいため、一般市民がイメージできるような内容にすること。	第8条は、差別的取り扱いの禁止やアウトティングや公表の強制禁止について規定いたしました。逐条解説等で市民がイメージできるような例示を掲載する予定です。
	32	市職員や市議会議員といった公的立場の人が公の場で行う発言は市民への影響力が大きい。このようなことは、明確に位置づけしてほしい。条文が難しいければ、少なくとも解説や指針の中で差別的発言は許されないということを示してほしい。	条例は、その地方公共団体の区域内に住むすべての住民及び行政機関・市議会に対して効力を持ちます。市職員等の具体的な責務については逐条解説等に掲載するなど、わかりやすい解説の記載を検討いたします。
第8条	33	性的指向やジェンダー・アイデンティティを理由とした差別やアウトティングをなくし、誰もが安心して暮らせる那覇市を目指すという趣旨は、ぜひ条例として明文化されるべきだと考える。一方で、市議会において差別を助長する言動、無理解に基づく言動を厳に戒める規定・罰則、氏名の公表などを規定する必要があるのではないかと。	罰則及び公表等の規定を設けることで、制裁を課し条例の実効性を高める方法もありますが、本条例では、多様性尊重の意義について、理解促進を図っていくことが重要だと考えており、個別で氏名等を公表することは予定しておりません。
	34	不当な差別的取扱い及びアウトティングを条例で明確に禁止し、公的立場のある者の差別助長行為を厳に戒めるために、罰則や違反者の氏名を公表するなどの措置を規定するのはどうか。	罰則及び公表規定を設け制裁を課し条例の実効性を高める方法もありますが、本市では、まずは、性の多様性について様々な考えや違いがあるとの認識のもと、互いを認め合うことが重要だと考えています。
	35	(第8条のうち)対象は「職場」のみとし、「家庭、学校、地域」は削除いただきたい。	性の多様性を尊重する社会の実現には家庭、学校、地域の関わりが重要と考えております。
	36	就業、転職等いかなる経済的環境での差別がない様に、差別的取扱い等の禁止と明記され条例化されることで当事者が安心して暮らすことのできるよう差別的に取扱い等の禁止は必ず条例に入れてほしい。	就職や転職等の経済活動の分野において、企業は、どのような取り組みができるか、逐条解説等に掲載することを検討いたします。
	37	本号の規定でいう「不当な差別的取扱い」につき、具体的にはどのような行為を想定しているのか、説明されたい。	逐条解説等で市民がイメージできるような例示を掲載する予定です。
	38	(不当な差別的取扱い等の禁止)となっているが、まず、差別に不当ではない差別はないものとする。不当という文言は削除し、(差別的取扱い等の禁止)としてはどうか。	ご意見を踏まえ修正を検討いたします。

「那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1) 主旨が同じご意見については、要約しまとめて掲載しました。
- 2) ご意見に係る条項が複数にわたる場合は、主旨を勘案し主に係る条項へ分類しました。
- 3) 条例全体に関わるご意見は該当する条項を「全般」として分類しました。

該当する条項	番号	ご意見の要約	市の考え方
	39	差別的取り扱いについて、性的指向を明かせば優遇され、黙れば隠蔽と疑われ、ストレートであることを公言するだけで、パッシングを受ける社会へ直行する。 結論として、特別保護の枠組みは不要である。第8条を何人に対しても、属性を理由とした不当な差別は許されない。と一文にまとめれば十分である。	多様な人々の人権を尊重することは、大変重要なことであります。本条例では「性の多様性を尊重」する社会の実現を目的とした条例としており、「性の多様性」を理由とした差別的取扱いをなくすことも、重要となる部分と考えています。
	40	条例の目指す「差別解消」は重要だが、その解釈や運用によっては、市民の憲法上の権利である「表現の自由」や「信仰の自由」を不当に制限する可能性がある。ジェンダー多様性の推進を名目にした厳しすぎるルールや監視体制は個人々の発言や疑問を抑え込み、自由な議論や多様な意見が出にくい社会を作り、それらは本来の「多様性の尊重」「啓発」の趣旨から逸脱していると考えます。	表現の自由や信仰の自由は、憲法で保障された重要な権利であり、市民一人ひとりが尊重されるものです。本条例では「性の多様性を尊重する社会の実現」を目的とした理念条例で、自由な議論や多様な発言を疎外するものではありません。解釈や運用が過度に拡大解釈されないよう、条例施行にあたっては逐条解説等で事例の提示などわかりやすい解説を掲載することに努めるほか、制定後も当事者や関係機関等と意見交換を行うなど、多様な立場の理解を深めながら、市民の皆様にも本条例の周知に努めます。
第10条	41	「週間」まで設けるのは現状では行き過ぎである。削除が適当。	週間を設けることで、市民の皆様をはじめ、事業者や教育に携わる方への性の多様性について、より丁寧な周知をする機会を設けることが可能になるとの認識です。
第11条	42	第11条で既存の「男女共同参画計画」に組み込むとあるが、男女共同参画の趣旨（男女の平等）が男女という区分自体を弱らせるなど、計画の整合性に問題が出る可能性があると考えます。 また、「那覇市男女共同参画推進条例」の上位互換的なものにならないか。	現行の第4次那覇市男女共同参画計画の基本目標にすでに「多様な性を尊重する社会づくり」が設けられており、男女共同参画計画へ組み込むことによる整合性については、問題はないと考えております。本条例は那覇市男女共同参画推進条例と同じ形式で、性の多様性を尊重する社会の実現を目指し制定されるもので、どちらの条例が上位というような位置づけはありません。
	43	伝統的・保守的な家族観の価値観を持つ市民の意見・感情を軽視することにならないか懸念がある。那覇市が「性の多様性」を尊重するのであれば、同時に、「男らしさ・女らしさ」といった保守的・伝統的な価値観を持つ人々の信念も尊重されるべきだと考える。	本条例は、性の多様性を尊重する社会の実現を目的としたもので、個人の価値観を否定・軽視するものではありません。社会には、伝統的・保守的な価値観を大切にされる方々の信念を含め多様な価値観があることを認識したうえで、すべての市民が、安心して暮らせる環境の実現を目指します。
第12条	44	パートナーシップ制度に関して、納税しているにもかかわらず法律婚の方と同様の行政サービスが受けられないと不公平を感じるかもしれない。 特に、医療機関利用時や、転居等の諸事務手続きにおいて、早急に制度が導入される事が望ましい。	婚姻制度や児童扶養手当などは、法律が制定されていますが、パートナーシップ登録は法的な規定はありません。市や県の事業等で行政サービスの拡充を図ります。現在は、市営住宅及び県営住宅への申し込みの際に、同居できる対象にパートナー等を含めることができるほか、要介護認定や災害見舞金の認定等の申請もパートナーも可能です。パートナーシップ登録者が利用可能な行政サービスが拡大できるよう、関係機関と協働し、推進していきたいと考えております。
	45	市長が変わっても条例化されることでパートナーシップ・ファミリーシップ制度を継続できるので、当事者の暮らしを守ることができる。必ず条例に入れてほしい。	賛同のご意見として承ります。
第13条	46	誰でも市長に苦情を言える仕組みだが、小さな発言でも苦情対象になりやすいことや、それにとまって、業務が停滞してしまう可能性があるほか、企業や学校の過剰な対応が懸念されること、など問題が起こる可能性がある。反している行為を受けた場合、その相談や苦情の申出は市で対応できるのか。	相談・苦情の申出の規定は、市民や事業者、教育関係者からの意見や相談を受け止め、施策改善につなげるための重要な窓口として設けています。これらの申出に対しては、内容や趣旨を丁寧に確認し、正当な理由のない乱用には適切に対応します。また、過剰な対応にならないよう、適切な対応体制を確保します。
	47	（第14条のうち）対象は「職場」のみとし、「教育に携わる者」は削除いただきたい。	性の多様性を尊重する社会の実現を目指す施策等へのご相談や苦情がある場合は、市民等、事業者及び教育に携わる方から申出ができることを想定しています。
第13条	48	市民等、事業者及び教育に携わる者について一般市民、事業者及び教育に携わる者、NGO、NPO団体、市民団体はへ変更したほうがいい。 市長は、前項の規定による申し出や市の（電話を含む）相談窓口相談苦情の申し出があった場合は、那覇市男女共同参画会議の意見を聞き、必要に応じて検討委員会、第三者委員会の意見を聞き、適切な措置を講ずる	第6条や第13条に使用している事業者の中にNGO、NPO、市民団体を含めております。苦情や申出については、必要に応じて、那覇市男女共同参画会議へ報告等を行うことを検討いたします。
	49	違反事例に対する相談・対応・再発防止の流れを条例本文または規則で示してほしい。浦添市条例のように「相談窓口は***等」と明記する形が望ましい。	本市では相談窓口は、関係する課が対応することを想定しており、特定の窓口は記載しない予定です。
	50	行き過ぎたジェンダー平等について懸念がある。女性の権利に配慮した条文にしなければ、女性がその権利について、声を上げにくい環境や女性差別を強化してしまう懸念がある。女性の権利と安全確保は、性の多様性への配慮と同等、あるいはそれ以上に重要であり、この点が十分に考慮されていない条例案には同意できない。	那覇市性の多様性を尊重する条例は、性の多様性について人権を守るものであり、女性の安全や権利が侵害されるのでも、女性差別を強化するものでもありません。女性の安全は重要であり、市民全体で、今後とも考えていかなければならないと考えております。

「那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1) 主旨が同じご意見については、要約しまとめて掲載しました。
- 2) ご意見に係る条項が複数にわたる場合は、主旨を勘案し主に関係する条項へ分類しました。
- 3) 条例全体に関わるご意見は該当する条項を「全般」として分類しました。

該当する条項	番号	ご意見の要約	市の考え方
全般	51	性的指向とジェンダーアイデンティティだけを特別に定義し、容姿 加齢による衰え、身体的ハンディーなどの属性を切り捨てている。一部の市民の要望にのみ焦点を当てるのではなく、すべての市民の権利、安全、そして社会全体の安定的な調和を最優先に考慮すべきである。「全ての人が尊重され、尊重し合える社会」を目指した条例を作るべきである。	国籍や障がいの有無など多様な人々の人権を尊重することは、大変重要なことと認識しております。本条例では「性の多様性を尊重する社会の実現」を目的とした条例としており、市全体で取り組むことにより多様な人々の人権を尊重することに資すると考えています。
	52	条例制定のための啓発・相談体制構築は、税金の無駄遣いである。パブリックコメントの実施や教育現場のカウンセリング人員配置、医療カウンセリングの必要性が生じたり、対応したトイレも必要になってくるなど、現場での仕事が増えることになる。また、子どもの個人情報の収集はプライバシーの観点から調査が難しいことから、効果をどうやって測定するのか。	条例制定に向けた啓発活動や相談室での支援は、多様性の理解促進と生活上の困難を抱える人々の支援に不可欠であり、これらの市民の安心・安全を守るための重要な公共サービスと考えております。パブリックコメントの募集や施策実施は、市民の意見を反映するための重要な手続きです。また、子どもを含む市民の個人情報保護は最優先事項と考えており、施策に対しての効果は、市民意識調査での市民の意識変容や、社会状況の改善など多角的に評価していくことを検討しております。
	53	本条例における「差別」や「性自認」などの重要な概念の定義が曖昧であり、恣意的な運用や拡大解釈の余地を残している。「どこまでが差別か」「教育でどこまで介入するのか」「どこまでが表現の自由か」「行政はどう運用するか」など不明確な点を懸念する。「多様性」といいながら、逆に、社会不安を起こることになりかねず、無理に推進する条例は必要ないとする。既存の施策で対応は可能とする。	那覇市性の多様性を尊重する条例は、相手を尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、協力・連携するもので、社会の不安を招くものではないと考えています。那覇市が独自で条例として制定することで、より市民に市の姿勢を明確に示すことができ、市民にその理念を深く理解してもらうために必要と考えております。
	54	性の多様性について差別が行われているという事実が確認できないことや、認知や性が成熟していない子供たちへの教育は不適切であること、また、医学的根拠が不十分で精神衛生上のリスクを無視しエビデンスベースの検証を義務付けず、感情論のみで推進していることから条例制定に反対である。	性の多様性について当事者に対する差別や偏見は、社会の中で、存在していると認識しています。差別が見えにくい場合もあり、条例による明確な差別的取り扱い等の禁止の規定とその周知が必要と考えております。また、子どもたちは、性の多様性を正しく理解することで、性の多様性について学ぶことができると考えています。他自治体等の施策の事例も参考にするとともに、本条例の目的である性の多様性が尊重されるまちづくりを行っていきたいと考えております。
	55	条例制定後、市独自の意識調査等を行い、問題把握をするとともに、那覇市男女共同参画会議等へ報告し、市民にも見える形で調査結果を報告すること。	条例制定後の実態調査の実施や男女共同参画会議等への報告については、今後検討していきたいと思っております。
	56	この条例は、性の多様性を尊重する社会の実現に向けた施策を講じるにあたり、未成年者のジェンダーに関する課題も考慮し、その心身の健全な成長環境の確保を主眼とすべきである。	本条例は、性の多様性を尊重することにより、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりに資するものと考えています。もとより「未成年者のジェンダーの心身の健全な成長」も大切なテーマであることと認識はしておりますが、条例では「未成年のジェンダー」といった年齢等の区分は規定しない予定です。
	57	保護者・地域住民に対する知識普及啓発の強化を追加する。 ・啓発活動の実施：保護者向けの講演会や資料配布を通じて、LGBTIQに関する正しい知識、特に性自認の流動性や多様性について啓発すること。 ・相談窓口の情報提供：親が悩んだとき、感情的にならずに相談できる窓口として、既存の福祉・保健社会資源を活用した相談窓口の情報提供を強化すること。	性の多様性を尊重する社会の実現には、性の多様性について正しく理解する必要があり、家庭や学校は重要な役割を果たすと考えています。また、地域コミュニティは、住民同士が支え合い、助け合うという日常生活の中のつながりもあることから、性の多様性が尊重される地域となることで、当事者も含めたあらゆる人々が自分らしく安心して生活できる環境が生まれると考えられることから、第5条には地域も含めています。また、相談窓口の一つとして、なは女性センター「相談室ダイヤルうない」をご利用いただけるよう、周知等を強化していきたいと思っております。
	58	日本、特に沖縄にはもともと、他者の違いを尊重し、調和を重んじる文化的基盤がある。憲法でも基本的人権が保障されているため「性的少数者」や「それ以外」といった枠で分けるなど、特定の価値観を条例として明文化することは、社会の自然な共生を損なうおそれがあり、かえって分断を助長する結果になりかねない。	日本国憲法第14条では法の下での平等について定められていますが、性の多様性に関する認知度や社会理解はまだ十分ではないため、地域社会レベルでの取り組みが必要と考えております。本条例は「性の多様性が尊重される社会を実現すること」を目的としております。したがって、本条例は「分断を深める」のではなく理解と共感を広げることを意図しています。
	59	条例（素案）には人権という文字が全く見られない。性の多様性を軽んじる論調は、人権を軽んじるがゆえと感じる。条例の中に改めて人権の尊重を明記すべきではないか。	ご意見を踏まえ修正を検討いたします。
	60	条例制定ありきで進める行政の傲慢である。2027年施行のタイムスケジュールでこの条例策定が計画されている。何故那覇市民の意見がもっと反映されていないのか。そもそもこの条例策定自体が広く周知されていないのはおかしい。	本条例を制定するにあたり、令和6年度には、当事者や支援団体への聞き取り調査を行ったほか、今年度は、市立小中学校、市内で活動をする事業者及び市民活動団体へ性の多様性についてのアンケートを実施しました。また、市民の皆様のご意見をお聞きする場として、パブリックコメントを実施し、条例策定を目指しています。